

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました、第 53 号議案から第 71 号議案までの 19 議案並びに、議員から提出されました意見書第 1 号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設、各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 48 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例及び日程第 2. 第 51 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議についてを一括議題といたします。

以上の 2 議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第 48 号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 48 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、「生産性向上特別措置法」の規定により、市が認定した先端設備等導入計画により行われる中小企業の一定の設備投資（償却資産）について、固定資産税の課税標準額を 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の特例措置の創設がされたものであります。

これに伴い、武雄市税条例で軽減割合をゼロとし、税負担を最大限軽減することで、中小企業の積極的な設備投資を促進するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第 51 号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に付託されました第 51 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について審査の経過と結果を申し上げます。

本規約の変更は、佐賀県東部環境施設組合が議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務について佐賀県市町総合事務組合の共同処理に参加することに伴い、同組合同規約の変更に係る協議について議会の議決を求めたものであるとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 48 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3. 第 49 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 49 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員になるための基礎資格の要件を改正するもので、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、更新の有無にかかわらず教員免許状を有する者を対象とすること、また、基礎資格要件の拡大を図り、学歴にかかわらず、放課後児童支援員になれるよう、「5年以上放課後児童クラブ健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたもの」という文言を追加するものとの説明を受けました。

施行日は、公布の日からということであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。  
これより討論、採決を行います。  
第 49 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。  
これより第 49 号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、本(?)第 49 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
日程第 4. 第 50 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。  
石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／おはようございます。  
本委員会に付託されました第 50 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。  
本条例は、上位法である都市公園法施行令が改正されたことに伴う条例の一部の改正でした。これまで、都市公園に設ける運動施設の割合が 100 分の 50 を超えてはならないという規定が、地域の実情に応じて運動施設整備を可能にするため、地方公共団体の条例でその割合を

定めることができるようになった。

このため、武雄市都市公園設置条例においては、現在の市内各都市公園に設置されている運動施設の実情を踏まえ、100分の50と定めるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第50号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 第52号議案 平成30年度武雄市一般会計補正予算(第2回)を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 52 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものは、増額分として、2 款 2 項 1 目 9 節旅費と 19 節負担金補助及び交付金の「ありがとう秋田竿燈まつり市民訪問団実行委員会補助金」では、ありがとう秋田竿燈まつり市民訪問団の派遣にかかる費用で 450 万円が計上されており、市民訪問団の選抜方法については今後実行委員会にて検討するとの説明を受けました。

2 款 2 項 1 目 11 節需用費では 31 万 7000 円が計上されており、今年度から武雄市で導入するキッズウィークを PR するための消耗品費及び印刷製本費であるとの説明を受けました。

2 款 2 項 2 目 19 節負担金補助及び交付金の「コミュニティ助成事業補助金」に関しては 100 万円が計上されており、宝くじ収益金を財源としたコミュニティ活動に必要な設備等の整備にかかわる増額であることの説明を受けました。

その他、2 款 1 項 10 目 25 節積立金の「財政調整基金積立金」では 4000 万円が計上されており、まちづくり応援基金を活用した財源充当により発生した余剰財源を財政調整基金に積立てるものであるとの説明を受けました。

歳入の主なものについては、ふるさと納税の 1 月から 3 月までの確定分 7540 万円がまちづくり応援基金から、それと、財政調整基金から一般会計への繰入額の減額が繰入金とし計上されているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（なしの声）

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 52 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、国及び県から委託を受けて、ICT を活用した教職員の指導力向上、学力向上に向けた授業づくりを行う研究実践、防災教育の実践による学校安全の推進体制づくり、基礎的・基本的知識の習得とその活用力を高める研究実践など、4 つの事業を展開するとの

説明を受けました。

防災教育の実践については、教職員の研修だけでなく生徒たちも実際に被災地訪問等を行って、体験したことを全校生徒はもちろん、地域にも情報を発信することで、地域での防災に対する意識の高揚も図りたいとのことでした。

同じく国庫委託金による事業として、学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究委託金 376 万円により、いじめ対策・不登校支援等推進事業として、学校適応支援教室スクラム、及び武雄中学校内に設置している分室に通う児童生徒、不登校の児童生徒に対してタブレットPCを利用して習熟度に応じた学習支援を行い、児童生徒の状態等に合わせた支援の充実を図るとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 52 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、6 款 1 項 3 目農業振興費の 19 節負担金補助及び交付金にて「産地パワーアップ事業費補助金」として 1 億 1168 万 8000 円の増額補正がありました。

この事業は、施設キュウリ栽培のための環境制御型耐候性ハウスの整備を行うため、県単事業の「さが園芸農業者育成対策事業費補助金」で整備するよう予算計上されていましたが、補助率も高く、農家の負担も少なくなる、国の「産地パワーアップ事業」を活用した補助を行うため、今回の補正予算で「さが園芸農業者育成対策事業費補助金」を減額し、「産地パワーアップ事業費補助金」を計上するものでした。

この事業は既存面積 5 ヘクタール以上、販売額の 10 パーセントアップなどの採択要件があり、本市単独での要件クリアは困難であったため、本市と嬉野市で産地の範囲を設定し、両市の共同申請であると説明がありました。

具体的な事業実施主体は施設キュウリ環境制御型耐候性ハウス組合であり、平成 30 年度は武

雄市 2 棟 2823 平方メートル、嬉野市 1 棟 1248 平方メートルの合計 3 棟のハウスを建設。  
いずれのハウスも風速 50m 毎秒に耐える強度があり、付帯設備として温度、湿度、照度、二酸化炭素量などを一体的に管理する複合環境制御型装置や暖房設備、光合成促進装置等も装備される予定されることと説明を受けました。

補助率は国が 2 分の 1、県 5 分の 1、市が 20 分の 1。

嬉野市の建設事業費分は嬉野市から 20 分の 1 の 227 万 9000 円を負担金として受け入れるとのことでした。

また、平成 30 年 3 月 17 日から実施されている「肥前さが幕末維新博覧会」において、「市町の日」が設けられ、平成 30 年 10 月 14 日に「武雄市の日」を開催するため、7 款 1 項 3 目観光費 8 節報償費に 88 万 6000 円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

ここで、第 52 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより、討論、採決を行います。

第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 第 53 号議案 農業委員会委員の任命についてから日程第 24. 第 71 号議案 農業委員会委員の任命についてまでの 19 件を一括議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 53 号議案から第 71 号議案までの農業委員会委員の任命について一括して御説明申し上げます。

本年、7 月 19 日をもって、現農業委員会委員の任期が満了となりますことから、その後任といたしまして、中尾和則氏ほか 18 名を任命したいと考えております。

つきましては、農業委員会等に関する法律、第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長／第 53 号議案から第 71 号議案までの 19 議案に対する一括質疑を開始いたします。

16 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／農業委員さんの決め方として、従来は議員の中でも決める場合には入っていたんですけど、今回入らんということで、執行部に一任と、市長一任のような形になっていますけれども、本当に果たして、今選んでいるこの農業委員さんたちが本当にいいのかというのは、どなたかに相談されましたか。

議長／市長、答弁できますか。

市長(?)、担当のほうに説明をさせます。

前田農業委員会事務局長

前田農業委員会事務局長／おはようございます。

農業委員会事務局から御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正されまして、平成 28 年の 4 月から施行をされております。

この中で、農業委員の体制と委員の選ばれる方法が大きく変わっておりますが、まず農業委員、ことしの 7 月 20 日から、武雄市においては、新しい制度での体制となりますが、その定

数については昨年の12月議会で議会の定数を19名とすることに同意を得た、承認をいただいたところでございますが、選ばれ方につきましては、これまでは議員さんもおっしゃられましたとおり、農業委員、農業者を選挙で選ばれる委員と、市議会や団体から推薦を受けられる委員によって構成されておりましたが、新しい制度では農業委員の推薦、応募を募り、農業者や団体などから推薦を受けた方、または御自身で応募された方、これらの候補者の中から市長が委員を選任するという方法に変わっております。

そこで今回ですね、2月10日から3月20日まで1カ月間、農業委員について推薦と応募の受付を行った結果、市内の各地域や生産組合、JA女性部から推薦を受けた方が18名と、応募された方が1名おられました。

これらの19名について、市のほうで審査を行った結果、法的な要件も満たしており、適正があると判断をいたしましたので、今回市長に報告をして、議案として提案をなされたところでございます。

よろしく願いいたします。

議長／ほかに質疑はございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第53号議案から第71号議案までの19議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第53号議案から第71号議案までの19議案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

お諮りいたします。

第53号議案から第71号議案までの19議案については一括して討論、採決をいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案から第 71 号議案までの 19 議案は、一括して討論、採決することに決定いたしました。

まず、第 53 号議案から第 71 号議案までの 19 議案に対する、討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 53 号議案から第 71 号議案までの 19 議案を採決いたします。

第 53 号議案から第 71 号議案までの、農業委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案から 71 号議案までの 19 議案すなわち、中尾和則氏、末藤良郎氏、富永光男氏、中島薫氏、中村和仁氏、中村一明氏、田代了三氏、松尾隆雄氏、向井健作氏、川口敏広氏、古川さゆり氏、稲富守氏、佐佐木幸夫氏、永石芳彦氏、山下英喜氏、川内正美氏、山口武美氏、相原経憲氏、岩橋久美氏を農業委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 25. 意見書第 1 号 児童虐待防止対策の強化を求める意見書を議題といたします。  
提出者からの説明を求めます。

上田議員

上田議員／意見書第 1 号 児童虐待防止対策の強化を求める意見書の提出者を代表して、趣旨説明を行います。

本年 3 月、東京都目黒区の 5 歳女兒が父親から虐待させられるという痛ましい事件が発生しました。

児童の虐待については、その事案の深刻化と相談件数の急激な増加等を背景に、児童虐待の防止等に関する法律が施行され、平成 16 年 4 月を皮切りに、法の改正等々がなされておりますが、家庭や地域における養育力の低下等々により、児童虐待の相談件数、相談対応件数は増加し、特に複雑、困難なケースが増加しておるわけであります。

今回の件、本人からの SOS が届いていたにもかかわらず、幼い命が守れなかったと。

5歳というまだまだ小さい子が、自分の家庭よりも施設のほうがいいと言っていたこと、保護者が2度に渡り送検されていたのにもかかわらず、その子を家庭に戻してしまい、問題が起こってしまったと。

もちろん関係各位におかれましては、保護者との良好な関係を保ちながらの問題解決に全力だったと思いますが、結果として最悪の事態を招いてしまったわけであります。

このような事態を招かないように児童虐待の防止、発生予防から、迅速かつ適切な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化が必要であることから、今回の意見書を提出させていただくものであります。

以上を趣旨説明とさせていただきます。

皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

16番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／委員長にちょっとお尋ねですけれども、この署名議員さん、提出者の。

署名議員さん見よったら、全部の委員さんが署名されていないんですね。

1人だけ抜けてるんですけど、その辺、どういうふうな事情があつてなのか、その辺ちょっと、お尋ねしてよろしいでしょうか。

議長／上田議員

上田議員／今回の意見書は、委員会の改選等々あつた直後でもありましたので、所管の委員会のメンバー全員で出しましょうというところで、一応、出しはしましたが、江原議員、1人が今回、提出者には入れないということでありました。

ただし、中身には反対をしないということでありましたので、それ以上は、もう本人の意思を尊重したところですかね。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第26. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで、浅井副市長が、6月30日をもって退任されるということでございます。

ここで御挨拶をいただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 30 年 6 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。